

○開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針は、開発供給等促進円滑化業務（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「法」という。）第13条に規定する開発供給等促進円滑化業務をいう。以下同じ。）の実施方法、実施条件その他の実施に必要な基本的事項を定め、もって当該業務の効果的かつ効率的な実施に資することを目的とする。

(業務の実施)

第2条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、次の各号に掲げる資金の貸付けの申請等を受けた指定金融機関（法第15条第1項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）が、公庫に資金の貸付けの申請等をした場合には、開発供給等促進円滑化業務を行うものとする。

一 認定開発供給事業者（法第7条第1項の認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）

が、認定開発供給計画（法第8条第2項に規定する認定開発供給計画をいう。以下同じ。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給（法第2条第2項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給をいう。以下同じ。）を実施するための資金

二 認定導入事業者（法第9条第1項の認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）が、認定導入計画（法第10条第2項に規定する認定導入計画をいう。以下同じ。）に従って特定高度情報通信技術活用システム（法第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。）の導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下同じ。）を実施するための資金

三 認定特定半導体生産施設整備等事業者（法第11条第1項の認定を受けた事業者をいう。以下同じ。）が認定特定半導体生産施設整備等計画（法第12条第2項に規定する認定特定半導体生産施設整備等計画をいう。以下同じ。）に従って特定半導体生産施設整備等（法第2条第5項に規定する特定半導体生産施設整備等をいう。以下同じ。）を実施するための資金

(体制等の整備)

第3条 公庫は、開発供給等促進円滑化業務を円滑に実施するため必要な専任の部署を本店に設置し、その部署に当該業務を統括する責任者を置くものとする。

(認定事業者に対する貸付けに関する事項)

第4条 開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付け（以下この条にお

いて単に「貸付け」という。)は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 貸付けの取扱期間

認定開発供給計画、認定導入計画又は認定特定半導体生産施設整備等計画（以下「認定計画」という。）の期間とする。

二 貸付けの相手方

認定開発供給事業者、認定導入事業者又は認定特定半導体生産施設整備等事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

三 貸付けの限度額

認定計画に従って実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給若しくは導入又は特定半導体生産施設整備等に必要となる事業費の範囲内とする。

四 貸付けの償還期限

5年以上

五 貸付けの据置期間

必要に応じて据置期間を設ける。

六 貸付けの償還方法

割賦償還又は一括償還とする。

七 担保

必要に応じ担保を徴する。

八 保証人

必要に応じ保証人を徴する。

九 認定取消時の繰上償還

法第8条第2項若しくは第3項、第10条第2項若しくは第3項又は法第12条第2項若しくは第3項の規定に基づき認定計画の認定が取り消された場合には、指定金融機関は、当該認定計画に基づき貸付けた資金について繰上償還を求めるものとする。

第2章 業務に関する事項

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第5条 公庫が開発供給等促進円滑化業務として行う指定金融機関に対する貸付け（以下「ツーステップ・ローン」という。）は、次の各号に定めるところにより行う。

一 ツーステップ・ローンの対象

認定事業者が認定計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給若しくは導入又は特定半導体生産施設整備等を実施するために必要な資金を、指定金融機関が貸付けする際に必要となる資金とする。

二 ツーステップ・ローンの方法

証書貸付とする。

三 ツーステップ・ローンの利率

公庫がツーステップ・ローンのために国から借り入れる財政融資資金の利率と同じ利

率とする。

四 ツーステップ・ローンの償還期限

7年、10年又は15年とする。

五 ツーステップ・ローンの据置期間

償還期限が7年のものについては2年、償還期限が10年のものについては2年又は3年、償還期限が15年のものについては3年とする。

六 ツーステップ・ローンの償還方法

半年賦元金均等償還とする。

七 不用資金の返済

指定金融機関は、公庫から借り入れた資金の全部又は一部について、認定事業者に対する貸付けに必要な資金として使用しないこととなった場合（主務大臣が特に必要と認める場合を除く。）は、当該使用しないこととなった額を公庫に返済するものとする。

八 繰上償還に係る補償金

指定金融機関が公庫に対し繰上償還（前号の規定による公庫への返済を含む。この号において同じ。）を行う場合に公庫に対し支払うこととなる繰上償還に係る補償金その他の取扱いについては、法第18条第1項の規定に基づき公庫と指定金融機関の間で締結する協定で定めるところによる。

（禁止事項）

第6条 指定金融機関は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為については法に基づく命令（告示を含む。）に、第2号に掲げる行為については業務規程（法第15条第2項に規定する業務規程をいう。）に、特段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 既存の債権の弁済を行うために認定事業者に対する貸付けを行うこと。
- 二 開発供給等促進業務（法第15条第1項に規定する開発供給等促進業務をいう。）の全部又は一部を第三者に委託すること。

附 則

（施行日）

- 1 この方針は、令和2年8月31日から施行する。

（主管部）

- 2 この方針の主管部は、危機対応等円滑化業務部とする。

附 則（令和4年2月25日）

この方針は、令和4年3月3日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定は、令和4年4月1日又は株式会社日本政策金融公庫法第34条第1項の規定に基づき、公庫が公庫の令和4年度予算に係る議決の通知を内閣から受けた日のいずれか遅い日から施行する。